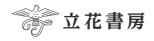
# 地域·刑事実況見分調書作成実務必携

~地域・刑事実況見分のポイント~

地域·刑事実務研究会 編

木村 昇一 菅野 重寛 澁澤 敬造



#### 監修のことば

刑事事件においては、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実 現することが目的とされている(刑訴法1条)。この目的を実現するために、実況見 分調書は極めて重要な地位を占めている。

すなわち、検察官や裁判官は、実況見分調書によって事件・事故現場の状況や犯行・ 事故態様を把握し、これを土台として事実認定を行っている。また、刑訴法321条3 項の解釈においては、実務上、実況見分調書も同項の検証調書に準じた取扱いが定着 している(最判昭35・9・8など)。

このような実況見分調書の重要性に鑑みれば、作成する側の警察官の責務は重大で ある。担当警察官は、関係法令を習熟した上で十分な専門知識を身に付けるはもちろ ん、高度な鑑定技術を習得し、内容的に正確かつ過不足のない実況見分調書を作成し なければならない。

本書は、具体事例を中心に、実務的な観点から実況見分調書の作成方法を詳細に解 説してあり、交通捜査の経験が浅い警察官はもとよりベテランの警察官に至るまで、 幅広い層の警察官に有益・必須の専門知識・技術を提供する内容となっている。

また、本書には、刑事課や地域課が扱う実況見分調書や被害届等の記載要領、その ほか捜査の適正化に欠かせないCADシステムの使い方なども掲載されており、タイ ムリーかつ豊富な内容となっている。

本書が対象とする専門分野の間口は広く、刑事事件を扱っている警察官はもとより 地域課の警察官にとっても有用である。

私は、平成23、24年、仙台地方検察庁に勤務していた。交通担当を拝命していたこ ともあり、当時、宮城県警察において、主として交通鑑識を担当していた澁澤敬造氏 と一緒に仕事をする機会が多くあった。

澁澤氏は、複雑困難な事案であっても、労をいとわずに緻密かつ正確な実況見分を 成し遂げてくれたので、捜査、公判を担当する検察官は、澁澤氏に大いなる信頼を置 いていたものである。

澁澤氏は、定年退官後、東京都内において株式会社交通事故調査澁澤事務所を開設 し、30年以上にわたる交通鑑識官としての経験を活かして、民間の立場から交通事故 鑑定業務の分野で活躍している。高検・地検の検察官からの鑑定依頼も相当数こなし ていると聞いている。

澁澤氏の強みは、現職当時、公判において証言する経験を積んだことにある。この ような経験を踏まえ、澁澤氏は、常に公判立証を念頭に置き、弁護人の反対尋問にも 耐えうる正確かつ緻密な交通事故鑑定を行っていることから、鑑定を依頼した検察官 からの信頼は厚いに違いない。

共著者の菅野重寛副検事は、刑事事件、交通事件を問わず、捜査・公判の両分野で 能力を発揮している優秀な検察官である。

菅野副検事と、捜査経験が豊富な澁澤氏の手による本書は、多くの警察官に、高度 な知識及び技術の習得と書類作成能力向上の機会を提供するものである。

令和6年12月

地域・刑事実務研究会顧問 元東京区検察庁公判部長 木村 昇一

#### はしがき

本書『地域・刑事実況見分調書作成実務必携』を手に取っていただき、誠にありがとうございます。

近年、インターネットの普及によるサイバー犯罪の急増、合成麻薬や新しい種類の薬物犯罪など犯罪の多様化のほか、闇バイトによる強盗や投資詐欺など犯罪者の背景も多様化しており、警察捜査に求められる専門性や対応力も一層の高度化が求められています。捜査の高度化とともに、捜査の結果をつまびらかにする実況見分調書の作成も、特に裁判員裁判ではより分かりやすく作成するよう高度化が求められています。

本書では、実況見分調書とともに写真撮影報告書についても、法的根拠から具体的な事例までを詳しく解説し、実務に即した内容を盛り込み、初学者から第一線で活躍する捜査官に、実務的なガイドラインを提供することを目的としています。実況見分調書は、事件や事故の真相を解明するための重要な手段であり、その正確性と客観性は、公判の成否を左右することも肝に銘じて、学びを深めて下さい。

実況見分は、捜査官の五官の作用により、物、身体、場所の状態や状況を認識することを目的とするものであって、その中で本書は、場所に特化した実況見分の作成方法について記載したものとなっています。

また、実況見分は公判で根拠として使用するものですので、裁判官が明確に認識できるものでなければならないことを考慮し、公判で裁判官から指摘されたことを踏まえた写真を掲載していることも本書の特徴です。そのため、犯行現場や被害現場の実況見分を行う場合に、特に参考としていただきたいと思います。

実況見分の重要性は、事案の真相を明らかにして刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することにあり、訴訟資料として公判を維持できるよう慎重に作成しなければなりません。今更ではありますが「百聞は一見にしかず」というように、現場の捜査官にとっては一目瞭然のことも、裁判官をはじめ、書面のみで現場を理解しようとするものにとっては、いかに分かりやすく客観的に表現されているかがポイントになります。

また本書では、実況見分調書とともに密接にリンクしていなければならない被害届についても、法的根拠から具体的な事例までを詳しく解説し、事案が一見して読み取れる写真撮影報告書についても、現場で取扱の多い事例を集めて解説いたしました。

私が事故事件捜査を始めた頃は先輩に、「技術は自分で見て学べ」と言われ、先輩の書類をコピーしたり、先輩の傍で技術を盗もうとしたりしていました。時代は変わり、いかにマニュアル化して、実戦的な教育を行うかが求められるようになりました。しかし、センスのようなものは、基本的な知識、技術を身に付けた上で、先輩の傍らで経験を積まなければ身に付かないことも確かです。

私が警察本部で事故事件捜査の指導に当たる中でも、いかに分かり易く、基本的な知識、技術を指導し、経験やセンスを伝えようかと悩みました。警察庁指定広域技能指導官(交通鑑識)に指定されてからは、実況見分のあり方を深掘りすることと、図表や画像を用いて、できる限り分かり易く解説することを心がけて参りました。しかし、今般は、より若い読者のため、深く教えずに、本書を一種のモデルケースのように用いて、書類作成ができるような形で執筆いたしました。

また、実況見分の合理化、捜査管理の適正化に欠かせないCADシステムの使い方についても、立花書房発行のCADソフト「クロッキー」を用いて御紹介させていただいたところです。本書が、毎日の危険な現場で汗する捜査関係者の方々にとって、少しでもお役に立てれば、これに勝る喜びはありません。

なお、意見にわたる部分については、私見であることを申し添えます。

最後になりましたが、本書の出版に当たって、仙台地方検察庁時代にもお世話になりました地域・刑事実務研究会顧問で、元東京区検察庁公判部長の木村昇一先生から本書の監修者として、御指導、御助言を賜りました(また、上記研究会所属の各県警の警察官の方々やそのOBの方々にも、大変お世話になりました。)。

また、本書の企画・編集等に関しまして、立花書房編集部の馬場野武部長をはじめ、本山進也参与や濱崎寛美係長、編集部兼営業部の下村大志係長等、加えて、加藤文明社営業統括本部営業部二課鈴木翔大主任をはじめ、同社のDTPオペレータの方等、多くの方々にお世話になりました。この場をお借りして、感謝申し上げます。

令和6年12月

東京区検察庁道路交通部副部長、元東京区検察庁公判部副部長

菅野 重寛

元警察庁指定広域技能指導官(交通鑑識)、株式会社交通事故調査澁澤事務所代表取締役 澁澤 敬告

#### 地域・刑事実況見分調書作成実務必携 〜地域・刑事実況見分のポイント〜

#### 〈目 次〉

監修のことば はしがき

#### 第1編 総論:実況見分調書総説

第1章	意義
1	はじめに
第2章	根拠条文
1	根 拠 規 定 3
2	様 式
第3章	証拠能力
1	はじめに
第4章	実況見分の実施
1	実況見分を実施すべき場合 5
2	関係者の立会い 5
3	裁判員裁判における注音占

第5章	実況見分調書記載上の注意
1	「犯罪捜査規範104条 実況見分」 9
2	「犯罪捜査規範105条 実況見分調書記載上の注意」 10
3	その他について10
4	参考裁判例(最判昭36・5・26刑集15・5・893) 11
第6章	実況見分実施についての留意事項(順不同)
1	事 前 準 備
2	実施手順
3	写真・見取図等の添付14
第7章	実況見分調書作成上の留意事項
1	はじめに
2	具体的には
3	手書きの場合15
4	第三者的に書く(キーを打つ)
5	文章表現
6	文の長さやその切れ目16
7	あいまいな表現等16
8	ありのままで
9	ごまかさない17
10	参考裁判例(大阪高判昭63・9・29判タ694号183頁)17
第8章	見取図及び写真の添付
1	はじめに
2	具体的には
3	図面と調書の契印について 20
4	補助者作成の写真の契印

第9章	形式的記載事項の記載要領
1	被疑者名·被疑事件名欄
2	作成年月日欄
3	実況見分の日時欄
4	作成者欄
5	場所、身体又は物欄
6	目 的 欄
7	立 会 人 欄
第10章	実質的記載事項の記載要領
1	現場の位置欄
2	現場付近の状況欄
3	現場の状況欄
第11章	その他
1	実験報告書
2	被疑者の供述に基づく実況見分
第12章	罪種別現場の状況欄記載例・ポイント
1	窃盗罪【置引き】31
2	窃盗罪【車上ねらい】 32
3	窃盗罪【ひったくり】33
4	住居侵入罪34

# 第2編 総論:被害届総説

第一草	<b>意</b>
1	被害届とは
2	作成・代書に関して 36
第2章	被害届の根拠規定
1	「犯罪捜査規範61条 被害届の受理」37
2	被害届の受理について
** a ***	
第3章	被害届の法的性格
1	はじめに38
2	被害届の効用
第4章	その他
1	はじめに
2	被害届の追加や訂正
第5章	被害届作成上の留意事項
1	はじめに
2	被害届は被害者が作成するもの
_	
3	届出人が内容不完全、あるいは間違った被害届を提出した場合 · · 41
4	その他42

第6章	被害届(別記様式第6号等)各欄記載の留意事項
1	届 出 欄
2	被害者の「住居」、「職業」、「氏名」、「年齢」欄
3	被害の年月日時欄
4	被害の場所欄
5	被害の模様欄51
6	被害金品欄52
7	犯人の住居、氏名又は通称、人相、着衣、特徴等欄
8	参考事項欄
9	空 白 欄
10	乗り物盗専用被害届 55
11	万引き専用被害届56
第7章	被害者の特定
1	はじめに
2	自動車盗
3	キャッシュカード窃盗 57
4	クレジットカード ·····
5	強 盗
6	詐 欺
7	無 銭 飲 食
第8章	罪種別被害の模様欄記載例・ポイント
1	窃盗罪【自転車窃盗】 59
2	窃盗罪【万引き窃盗】60
3	窃盗罪【空き巣窃盗】61
4	窃盗罪【事務所荒し】62
5	住居侵入罪
6	暴行罪 (暴力行為等処罰に関する法律 1 条違反) 64
7	傷害罪【手拳殴打傷害】65

# 第3編 総論:人定事項等集約報告書総説

第1章	はじめに
1	令和5年6月23日の2つの通達について
2	人定事項等について
3	被害者等(被疑者及び共犯者を除く)について
4	対象外の書類について
5	書類作成の順番等について
第2章	具体的には(交番での被害届受理時) 71
1	被害届の訴え出を受理したら
2	被害場所が被害者宅の場合72
3	被害届(乗り物盗専用)の場合73
第3章	人定事項等集約報告書に係る留意事項
1	はじめに
1 2	は じ め に
-	
2	人定事項等集約報告書は必ず作成すること74
2	人定事項等集約報告書は必ず作成すること
2 3 4	人定事項等集約報告書は必ず作成すること       74         犯罪を立証するために必要があると認める場合       75         人定事項等集約報告書の参考事項欄の記載       76
2 3 4 5	人定事項等集約報告書は必ず作成すること       74         犯罪を立証するために必要があると認める場合       75         人定事項等集約報告書の参考事項欄の記載       76         人定事項等集約報告書の電話番号欄の記載       76
2 3 4 5 6	人定事項等集約報告書は必ず作成すること       74         犯罪を立証するために必要があると認める場合       75         人定事項等集約報告書の参考事項欄の記載       76         人定事項等集約報告書の電話番号欄の記載       76         その他人定事項等集約報告書記載要領       76         その他(各県所属の指示に従ってください)       77         人定事項を記載した捜査書類の送致       77
2 3 4 5 6	人定事項等集約報告書は必ず作成すること       74         犯罪を立証するために必要があると認める場合       75         人定事項等集約報告書の参考事項欄の記載       76         人定事項等集約報告書の電話番号欄の記載       76         その他人定事項等集約報告書記載要領       76         その他(各県所属の指示に従ってください)       77
2 3 4 5 6 <b>第4章</b>	人定事項等集約報告書は必ず作成すること       74         犯罪を立証するために必要があると認める場合       75         人定事項等集約報告書の参考事項欄の記載       76         人定事項等集約報告書の電話番号欄の記載       76         その他人定事項等集約報告書記載要領       76         その他(各県所属の指示に従ってください)       77         人定事項を記載した捜査書類の送致       77         書式変更時の取り扱い       78         逮捕状請求時における被害者等の個人特定事項の秘匿との違い       78
2 3 4 5 6 <b>第4章</b> 1 2	人定事項等集約報告書は必ず作成すること       74         犯罪を立証するために必要があると認める場合       75         人定事項等集約報告書の参考事項欄の記載       76         人定事項等集約報告書の電話番号欄の記載       76         その他人定事項等集約報告書記載要領       76         その他(各県所属の指示に従ってください)       77         人定事項を記載した捜査書類の送致       77         書式変更時の取り扱い       78

# 第4編 各論:実況見分調書記載例(万引き、ひったくり)

第1	章	万引き①=ス	ーパース	トア	······ 82
	人定	事項等報告書、	被害届、	写真撮影報告書	、現場見取図
第2	章	万引き②=デ	ィスカウ	ントストア	90
	人定	事項等報告書、	被害届、	写真撮影報告書	、現場見取図
第3	章	万引き③=デ	パート…		97
	人定	事項等報告書、	被害届、	写真撮影報告書	、現場見取図
第4	章	ひったくり①			105
	-	_		実況見分調書(	
	, ,,_		ру П/Щ <b>у</b>	7 (10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	
笋ょ	音	ひったくり②			112
ᇷᇰ					
	人还	事埧等報告書、	<b></b>	<b>美</b> 况見分調書(	(基本書式)、写真撮影報告
	書				

# 第5編 各論:実況見分調書記載例(置引き等)

第1	章 置引き①=駅	構内			120
	人定事項等報告書、	被害届、	実況見分調書	(簡易書式)	
第2	章 置引き②=シ	ョッピン	′グセンター …		127
	人定事項等報告書、	被害届、	実況見分調書	(簡易書式)、	現場見取図、
	写真撮影報告書				
第3	章 すり=ディス	カウント	ストア内		139
	人定事項等報告書、	被害届、	犯行再現状況	報告書	
** •	<b>★ 4 - 3 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 </b>	~			
弗 4	章 自動販売機ね	りい・木	逐	•••••	147
	人定事項等報告書、	被害届、	実況見分調書	(簡易書式)、	写真撮影報告
	書				
第5	章 車上ねらい…	••••••	•••••	•••••	158
	人定事項等報告書、	被害届、	実況見分調書	(簡易書式)	

# 第6編 各論:実況見分調書記載例(乗り物盗)

第1	草	オート	バイ盗	•••••	•••••		•••••	• 166
	人定	事項等	報告書、	被害届、	実況見分調書	(簡易書式)		
第2	章	自転耳	巨盗					• 172
	人定	事項等	報告書、	被害届、	写真撮影報告	書(実況見分調	書代用)	
第3	章	自動車	盗①					• 177
	人定	事項等	報告書、	被害届、	実況見分調書	: (簡易書式)		
第4	章	自動車	盗②					• 184
	人定	事項等	報告書、	被害届、	実況見分調書	(簡易書式)		
第5	章	占有離	脱物横	領事件:	自転車①	•••••		• 191
	人定	事項等	報告書、	被害届、	被害者実況見	分調書(簡易書	式)、被疑	者
	実況	見分調	書(簡易	場書式)、	写真撮影報告	計		
第6	章	占有離	脱物横	領事件:	自転車②	•••••		• 199
	人定	事項等	報告書、	犯罪事実	<b> 冥</b> 現認報告書、	被害届、実況見	分調書(簡	簡
	易書	式)						

# 第7編 各論:実況見分調書記載例(侵入盗)

第1	章	忍び込み窃盗	•••••					208
	人定	等項等報告書、	被害届、	実況見分調	書(基本	:書式)		
第2		<b>店舗荒し</b> (事項等報告書、						• 223
笋々		事務所荒し①						• 233
<b>773 ∪</b>		事項等報告書、						
	本書		似音畑、天	(	(间勿盲	八人天仇人	己刀詗盲	(左
	<b>章</b> 人定	事務所荒し② 『事項等報告書、	被害届、	実況見分調	書(基本	(書式)		
第5	章	事務所荒し③	•••••					<b>2</b> 61
	人定	事項等報告書、	被害届、	実況見分調	書(基本	書式)		
第6	章	住居侵入・窃	盗未遂事	件	•••••			• 273
	人定	事項等報告書、	被害届、瑪	2行犯人逮捕	手続書(	(乙)、実況身	見分調書	(基
	本書	(式)						

# 第8編 各論:実況見分調書記載例(暴行・傷害等)

第1	章 自転車通学中オートバイとのトラブルで暴行
	人定事項等報告書、捜査報告書、被害届、実況見分調書(簡易書式)
第2	章 相被疑・スナック店内でウイスキーのボトルで頭を殴り傷害 295
	人定事項等報告書、被害届、実況見分調書2例(簡易書式)、診断書
** O	<b>辛 フナッケウのウロナのレギスギ</b>
弗 3	章 スナック店内の客同士のいざこざ
	人定事項等報告書、被害届、実況見分調書(簡易書式)、現場写真説明
<u>~</u> 1	章 スナック店内の割り込み 316
<b>新</b> 4	
	人定事項等報告書、被害届、実況見分調書(簡易書式)
笋5	章 駐車トラック運転手が歩行者に注意を受け暴行325
<b>≯</b> 5 ∪	人定事項等報告書、被害届、実況見分調書(簡易書式)
	八尺事负寸报口目、似口周、天加允万则目(间勿目入)
第6	章 駐車車両運転手に暴力団員風の男がいきなり暴行332
-15	人定事項等報告書、被害届、実況見分調書(簡易書式)、写真撮影報告書、
	診断書
第7	章 飲酒の上路上にて通行人に暴行し傷害 344
	人定事項等報告書、捜査報告書、実況見分調書(簡易書式)
第8	章 男が女性の脱げたハイヒールで顔を殴り傷害 352
	人定事項等報告書、被害届、実況見分調書(簡易書式)、写真撮影報告書、
	診断書

第9	章	以前トラブル	のあった	男に顔面	を殴	打され	傷害		363
	人定	三事項等報告書、	被害届、	実況見分	7調書	(簡易書	討)、	診断書、	酒酔
	い錐	<b>溢識カード</b>							
第10	)章	駐車中の車両の	のサイド	ミラーを	速壊す	•••••			372
	人定	至事項等報告書、	被害届、	告訴状、	捜査幸	报告書、	実況見	見分調書	(簡
	易書	<b>書式</b> )							

# 第9編 各論:実況見分調書記載例(軽犯罪法等)

第	1	章	1条2号=特	探警棒所持	寺	•••••	•••••	384
		犯罪	事実現認報告	書、実況見	分調書	(簡易書式)		
第	2	章	1条28号=つ	きまとい	•••••			390
		人定	事項等報告書、	、犯罪捜査	報告書、	実況見分調	]書(簡易書	式)、捜査
		報告言	書					
第	3	章	1条32号=ヒ	ごラ貼り目的	的電話	ボックス立.	入り	400
		犯罪	事実現認報告	書、実況見	分調書	(簡易書式)	、捜査報告記	<b>基</b>
第	4	章	1条32号=ヒ	ごラ配り目的	的マン	ション立入	b	409
		犯罪事	事実現認報告	書、実況見	分調書	(簡易書式)		
<i>*</i>	_	<del></del>	1 2 00 0 =	54281641				
弗	5	-	1条33号=電					
		攸 矩	事実現認報告	音、	刀調音	(間勿音式)	、与具掫彰祥	权百音
笙	ß	音	1 条33号=電	話ボック <sup>-</sup>	スでのり	<b>パンクビラ!</b>	貼り	424
713	٠		要查報告書、第					
		答書	ZEIND OV	)	E (1E4%	7 H - V / L	ALICEI ET A	"A 6 \ D
		пп						
第	7	章	路酊者規制法	違反事件·				433
		人定	事項等報告書、	、現行犯人	逮捕手約	売書、上申書	書、実況見分	調書(簡
		易書詞	式)					

# 付録編 CADソフト:クロッキーの使用方法

弗 早	UADシステムについて
1	はじめに
2	CADシステムの有用性
3	CADシステムの選択
第2章	CADソフト「Croquis(クロッキー)」の使用方法
1	はじめに
2	用紙の選択
3	現場見取図の作成
4	実況見分事項の作図 451
5	現場付近の見取図
6	オリジナルパーツの登録 454
7	クロッキーの設定等 455
8	ファイルの操作
執筆者等	等プロフィール① ······· 457
執筆者で	プロフィール②

# 第1編

# 総論:実況見分調書総説

第1	章	意	義

- 第2章 根拠条文
- 第3章 証拠能力
- 第4章 実況見分の実施
- 第5章 実況見分調書記載上の注意
- 第6章 実況見分実施についての留意事項(順不同)
- 第7章 実況見分調書作成上の留意事項
- 第8章 見取図及び写真の添付
- 第9章 形式的記載事項の記載要領
- 第10章 実質的記載事項の記載要領
- 第11章 その他
- 第12章 罪種別現場の状況欄記載例・ポイント



# 第1章 意 義



#### 1 はじめに

実況見分とは、事実を明らかにすると同時に、証拠を保全する目的で、犯罪現場、その他関係のある場所、物、身体等の存在・形態・性状・作用等を、五官の作用で実験・認識することによって行う捜査手続(方法)をいいます。

◆五つの感覚器官の作 用です。

実況見分と似たものに、検証がありますが(刑事訴訟法128条が裁判所が行うものを規定し、同法218条1項が捜査機関が行うものを規定しています)、前者が任意処分であるのに対し、後者は強制処分であり、捜査機関が実施するには令状を必要とします。

この実況見分の結果を記載したものが、「実況見分調書」であります。



# 第2章 根拠条文



#### 根拠規定 1

実況見分の根拠規定は、刑事訴訟法197条1項本文であります。

なお、警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜 査の方法、手続その他捜査に関し、必要な事項を定めたものとして、 「犯罪捜査規範」があります。

その104条以下に、実況見分が規定されているところですから、 これらの条文は事前に読んでおく必要があります。

#### 2 様 定

実況見分の様式は、司法警察職員捜査書類基本書式例に、様式第 46号として定められています。

ここで注意すべきは、例えば、警察本部等の指導等で「忍び込み、 空き巣ねらい等の侵入盗のうち、事案軽微で、手段や手口が簡単な もの」、「傷害でも犯行が単純なもの、凶器を使用していない場合」 などは簡易書式によってよい、とされている場合がありますが、こ のような場合でないのに、基本書式ではなく、簡易書式によって作 成してくることがみられる点です。

事案の内容・複雑さ、手段の明白性、被害の大小等を十分検討し、 公判請求相当事案等、重要な事件については、特に慎重な配慮をす る必要があります。

- ◆捜査については、そ の目的を達するた め、必要な取調べを 行うことができま す。
- ←犯罪捜査規範につい ては、本文内で単に 「規範」とする場合 もあります。

◆簡易書式では第5号 及び第5号の2。

# 第3章 証拠能力



#### 1 はじめに

実況見分と検証の相違点は、任意か強制かという点にあるに過ぎないとして、その実質は同じであることから、実況見分調書の証拠能力については検証調書と同様とされ、判例は、刑事訴訟法321条3項によって証拠能力を認められるとしています。

したがって、実況見分調書は、その作成者が、公判期日において、 証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供 述すれば、証拠となし得ます(被告人の同意があれば、証拠とする ことができるのは、別論であります)。

- 一この意味については、争いはありまいでは、争いはありまいですが、証人尋問においては、通常、書面の作成名義が真正であることに加え、その記載内容の正確性、実いにも尋問されます。
- ↑刑事訴訟法 326 条。

#### 実況見分の実施 第4章



#### 1 実況見分を実施すべき場合

捜査のために必要があると認められたときは、場所、身体又は物 について、実況見分を実施すべきです。

例えば、場所の実況見分についてですが、窃盗事件や、傷害事件 等の犯行現場については、ほとんどの場合に実況見分が実施され、 その結果として実況見分調書という題目の書面に記載されていると ころです。

また、身体又は物については、実況見分調書という題目で書面が 作成されることは少ないですが、傷害事件で警察官が被害者の怪我 の部位を図示し写真を撮影した報告書、あるいは、窃盗事件で盗品 等の特徴を記載し写真を撮影した報告書などは、題目こそ実況見分 調書とはされないものの、その法的性質については実況見分調書で あるといえます。

#### 関係者の立会い

#### (1) 実況見分を行うには立会いが必要

実況見分を行うに当たっては、居住者、管理者その他関係者の 立会いを得て行わなければなりません。

←犯罪捜査規範104 条 2 項、144 条。 検証につき、同 143 条、158条。

このように関係者の立会いが必要とされる理由の第1は、実況 見分は居住者等の任意の承諾に基づくものであるから、同人らに 実況見分を拒絶する機会を与えることによって当該実況見分が、 あくまで任意の処分としてなされたことを担保しておく必要があ るとともに、同人らを立ち会わせることにより、その承諾した範 囲を明らかにする必要があるからなのです。

第2に、効率的な捜査の観点から、関係者を立ち会わせ、その 説明を聞きながら見分を実施することが、事実を発見する上で有 効な方法だからです。

実際問題として、犯行場所の特定などは、被害者等の立会いなくして行うことは困難でしょう。

#### (2) 実況見分に立ち会った者の供述の証拠化

ところで、実況見分に立ち会った者が実況見分の現場で、事実 関係について供述する場合に、いかなる方法で証拠化すべきであ るかが問題となります。

単純な暴行事件について、考えてみましょう。

被害者立会いの下に事件現場で実況見分を実施する場合、被害に遭った場所を特定するため、被害者から「私が殴られたのはこの地点です」という供述を得て、その地点を確定することになるでしょう。

この実況見分の目的は、被害現場を特定し、その場所の状況を 見分することですが、この実況見分においては、その場所がどこ どこの何丁目何番地であるか、付近の各種状況はどうなのか、道 路の広さはどうだろうか、等といったことを明らかにするための 作業となります。

したがって、この実況見分はあくまで、その場所の状況を明らかにする作業であって、立会人である被害者が被疑者からその場所で暴行を加えられたという事実を確定することとは、別個の事実を確定する作業であるといえます。

←その意味では、立会 人は実況見分につき 承諾を与えることの できる立場にあるこ とが望ましいでしょ う。 つまり、被害者の上記供述は、実況見分を実施すべき場所を特定する意味を有するに過ぎません。

被害者が被疑者に実際に殴られたか否かということを確定する ことは明らかに実況見分の目的を超えるものであります。

それは、本来被害者の供述調書の中でなされるべき事柄です(その意味で前述の被害者の言葉「私が殴られたのはこの地点です。」のうち、「私が殴られたのは」の部分は、「この地点」をなぜ実況見分するのかを、つまり捜査をするに至った動機を表したに過ぎないのであって、この記載をもって被害者が殴られた事実の証拠になるわけではありません)。

そこで、実況見分調書には立会人の指示説明の範囲を超えて記載することのないように、すなわち、本来供述調書に記載して証拠化すべき事柄を実況見分調書には記載しないように、注意しなければならないのです。

#### (3) 再現実況見分調書の作成には注意

この点に関連して、犯行再現実況見分調書、被害再現実況見分 調書等について、注意を要します。

すなわち、これらは、実況見分調書と題する書面ではありますが、その実質は、犯行現場や被害現場における供述を録取した、 供述録取書というべきものです。

この点、これらの書面に記載された立会人の供述は、前述した 実況見分における指示説明とは異なり、現場供述というべきもの であって、実況見分すべき場所を特定するという意味を超えて、 現場における供述であり、その内容の真実性が問題となるもので あります。

したがって、これらの作成方法については、その供述録取書を作成する方法によって(規範105条2項)、証拠能力については、刑事訴訟法321条1項2号ないし3号、322条1項によることとなります。

◆犯罪捜査規範 105 条1項、2項。

#### 裁判員裁判における注意点 3

#### (1) 裁判員裁判における実況見分について

裁判員裁判に関連して、若干の注意点を述べたいと思います。

裁判員裁判においても実況見分の重要性に変わりはありません が、裁判員裁判における立証のために、抄本化することが容易な 形式で作成する必要があります。

すなわち、裁判員裁判においては、できる限り、分かりやすく 簡潔に立証することが求められているため、実況見分調書も従来 どおり原本をそのまま証拠として提出することは少なく、必要部 分のみを厳選して証拠とすることが多いのです。

そのため、いわゆる「写真見分方式」とすることが望ましいこ ととなります。

#### (2) 統合証拠について

なお、裁判員裁判においては、例えば、証拠物の押収過程を立 証するため、任意提出書、領置書、写真撮影報告書などをまとめ て1つの捜査報告書とするなど、1つの立証趣旨のために、複数 の証拠をまとめて1つの証拠とすることが頻繁に行われます。

このようにして作成された証拠を統合証拠といいますが、現場 の状況についても、複数の証拠をまとめて統合証拠を作成するこ とが多いと感じます。

◆実況見分等の目的、 場所、立会人、証拠 資料、気象状況、実 況見分補助者等の要 点を簡潔に記載した 総括的な説明部分 と、実況見分の経過 の部分とに分かれ、 後者が図面と個別に 補足説明を加えた写 真による別紙とで構 成されるスタイルの もの〔規範104条 4項〕です。

# 第4編

# 各論:実況見分調書記載例 (万引き、ひったくり)

第1章 万引き①=スーパーストア

第2章 万引き②=ディスカウントストア

第3章 万引き③=デパート

第4章 ひったくり①

第5章 ひったくり②



#### 各論:実況見分調書記載例 (万引き、ひったくり)

# 第2章 万引き②=ディスカウントストア



人定事項等報告書、被害届、 写真撮影報告書、現場見取図

←ここでは、事例を 使って解説します。

#### 【想定事例】

令和○○年7月4日午後5時30分頃、ディスカウントスト アの店長中谷憲一は、同店の1階食料品売場において、高橋 一夫が正面出入口から入店後、買い物カゴを持たず、まっす ぐ「みそ」等の陳列棚の方向へ向かい、みそパック1個とわ かめちりめん 1 個を手に取ったのを見て、不審に思い、注視 していたところ、高橋は、レジの方に歩いて行ったが、上記 の商品をマイバッグに入れて、レジを通らず、正面出入口か ら店外へ出たことから、急いで後を追い、店の前の道路で声 を掛け、現行犯逮捕した。

#### 別記様式

#### 被害者等人定事項等集約報告書

令和○○年 7 月 4 日

警視庁 ○○警察署 長 司法警察員 警視 ○○○○ 殿

> 警視庁 〇〇警察署 司法 警察員 巡査部長 〇〇〇〇

被疑者 高橋一夫 に対する 窃盗 被疑事件につき、被害者等の人定事項等については、下記のとおりであるから報告する。

記

よりがな 氏 名	th や けんいち 中谷 憲一
生年月日	昭和○○年4月15日 (事件当時 36 歳)
性 別	男
住居(事件当時)	東京都北区西ヶ原3丁目○○番○号
住 居 (現在)	上に同じ
職 業 (勤務先名・通学先名)	会社員(株式会社ディスカウントストア・エース 滝野川店 店長)
電話番号	03-3740-000
事件との 関 わ り	図被害者 □告訴・告発人 □参考人 □任意提出権者 □その他( )
家族関係	
使用車両	
参考事項	住居、電話番号は店舗所在地、店舗の電話番号です。

<sup>(</sup>注) □のある欄については、該当の□に✓印を付すこと。

	被害	
警視庁 〇(	○ 警察署長殿 届出人住居 職 業	令和○○年7月4日
	氏 名 中谷 憲一	<ul><li>卸 年齢(36歳)</li><li>(電話)</li></ul>
次のとおり	盗難被害がありましたからお届け	します。
被害者の住居 職業、氏名、 年齢	<ul><li>☑ 届出人に同じ</li><li>住居</li><li>職業</li><li>氏名</li></ul>	<ul><li>□ 下記のとおり</li><li>(電話 )</li><li>( 歳 )</li></ul>
被害の年月日時	令和○○年7月4日(○曜日) ( <del>年月1日(曜日)</del>	午後 5 時25分頃から ) 午後 5 時35分頃まで
被害の場所	東京都北区西ヶ原2丁目〇番〇〇 株式会社ディスカウントストア	○号 ・エース滝野川店 1 階食料品売場
被害の模様 及び 目撃状況等	<ul> <li>私 は、犯人が店舗付のカゴも持が分質から同30分質までの間に、みそパックとわかめち は、</li></ul>	
既遂未遂の別	□ 既遂 □ 未遂	

(消費税の取扱いは警視庁での運用です) (消費税込み)

(その2)

	品 名	個数	販売価格印	特	徴	所 有 者
被	1 みそパック	1個	318円	タケヤ本醸	(○○グラム)	□被害者に同じ。
害品品	2 わかめち りめん □別紙記載の とおり	1 袋	263円	味のカク (○○グラ	サ株式会社 ム)	同上
пп	計	2 点	581円			
	害 確 認 状 況 及 び 害 品 の 措 置	せん。	た商品は、	返しても		ている商品に間違いありま
犯人の住居、氏名 又は通称、人相、 着 衣、特 徴 等		と名乗っ 区 犯人は の □ 1/2  □ 一見サ	□ 体格 □ 髪刑	- 160 中肉中背 白髪交じり 白ジャンパ 60		から聞きました。 - トルくらい 黒ズボン
その	の他参考事項	□ 私□ 消費税		、左右とも商品個々の	1.5です。 )本体価格に	、ます。 党率を掛け、 1 円未満
以上本人の依頼により代書した。						
警視庁 ○○ 警察署 司法 警察員巡査部長 ○ ○ ○ 印						
届出	出受理時間 7	月 4 日午後	: ○ 時 ○ 分	届出受理者	・ 係 ○○(	○ 氏名 ○○ ○C
<u>+</u> 1		ついてけ 該		こしを付ける	> 1.	1

- 注1 □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。
  - 2 届出人と被害者とが異なるときは、届出人と被害者との関係及び本人届出の理由をその他参考 事項欄に記入すること。

写真撮影報告書(万引き専用)					
令和○○年8月7日					
警視庁 ○○警察署長					
司法警察員警視 ○○○○ 殿					
警視庁 ○○警察署					
司法警察員巡査部長 〇〇〇〇 印					
被疑者 高橋一夫 に対する窃盗被疑事件において、立会人が犯行現場に	に対する窃盗被疑事件において、立会人が犯行現場に				
おいて説明している状況を撮影した結果は、次のとおりであるから報告する。	0				
□ □ □ ○ ○ ○ ○ ○ 年8月7日 午後6時00分から					
撮 影 日 時					
(X) HT	_				
撮影場所 東京都北 市郡 西ヶ原 村2丁目〇番〇〇号					
店内	1				
1 本件被害場所の全景	┨				
2 立会人が犯行現場を指し示す状況					
状况 47 7 据 影 対 象	3 被害品等				
4 犯行供用物					
	$\dashv$				
立 会 人(甲) 住所 令和○○年7月4日付中谷憲一の被害者等人定事項					
一住居、職業、一 職業 等集約報告書に記載の住民(事件3時) 職業 出年目	.				
□ 氏名、年齢 □ □ 氏名 中谷憲一 年 月 日生 (36歳)					
	$\dashv$				
立 会 人(乙) □ 被疑者 □ 被害者 □ 参考人( )					
一住民 殿業 一	住所 東京都江戸川区○○3丁目○番○号				
└─氏名、年齢 → │   職業 無職					
氏名 高橋一夫 昭和○○年12月8日生 (60歳)	)				
撮 影 者 □ 本職 □ 当署司法					
撮 影 写 真 別添のとおり					
参 考 事 項 本報告書に、現場見取図を添附することとした。					

(注意) 1 本書は、万引き事件に限り用いることができる。

2 □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。

(用紙 日本産業規格A4)

1





本葉は、被疑者が被害品等を指し示した状況を撮影したものである。

- ↓印は、被害品のみそパック、わかめちりめん
- ↓印は、犯行供与物のマイバッグ

#### わかめちりめん

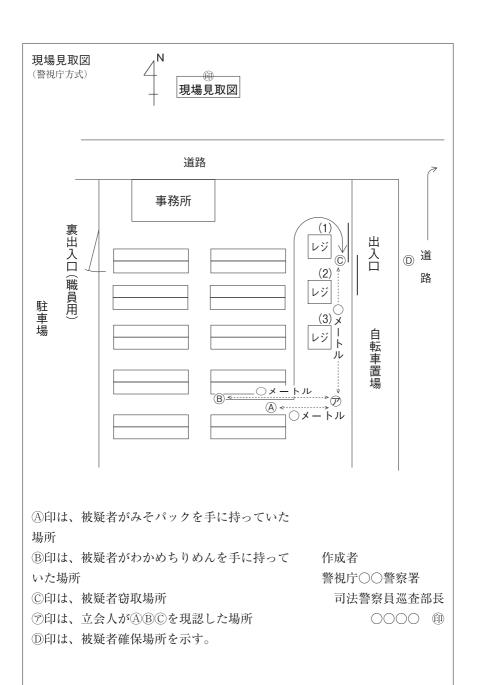
みそパック

2



本葉は、被害品を撮影したものである。

- ↓印は、被害品のみそパック
- ↓印は、被害品のわかめちりめん



# 第5編

# 各論:実況見分調書記載例 (置引き等)

第1章 置引き①=駅構内

第2章 置引き②=ショッピングセンター

第3章 すり=ディスカウントストア内

第4章 自動販売機ねらい・未遂

第5章 車上ねらい

## すり=ディスカウントストア内



人定事項等報告書、被害届、 犯行再現状況報告書

←ここでは、事例を 使って解説します。

### 【想定事例】

令和○○年3月15日午後3時45分頃、栗田富士子は、ディ スカウントストア「ポロ」店へ買い物に行き、陳列棚から商 品を手に取って見ていたところ、警察官○○巡査部長から「奥 さん、財布ありますか。」と声を掛けられた。そこで、左腕 に通して提げていた手提バッグをの中を捜すと、財布がなく、 栗田はこの時点で、財布が盗まれたことを初めて知った。す ると、警察官○○巡査部長から「この財布ですか。」と財布 を見せられるとともに、財布がすられていたこと及びすり犯 人は逮捕されたことを告げられた。

## 被害者等人定事項等集約報告書

令和○○年3 月15日

警視庁 ○○警察署 長 司法警察員 警視 ○○○○ 殿

警視庁 ○○警察署 司法 警察員 巡査部長 ○○○○

被疑者 山本一夫 に対する 窃盗 被疑事件につき、被害者等の人定事項等については、下記のとおりであるから報告する。

記

よりがな 氏 名	<sup>くりた</sup> 第七子
生年月日	昭和○○年○月○日 (事件当時 46 歳)
性 別	女
住居(事件当時)	東京都目黒区洗足2丁目〇番〇号
住 居 (現在)	上に同じ
職 業 (勤務先名・通学先名)	無職(主婦)
電話番号	03-3911-0000
事件との 関 わ り	☑ 被害者 □告訴・告発人 □参考人 □任意提出権者 □その他( )
家族関係	
使用車両	
参考事項	

<sup>(</sup>注) □のある欄については、該当の□に✔印を付すこと。

令和○○年3月15日

)

警視庁○○ 警察署長 殿

届出人住居

。 氏 が 名

(電話

次のとおり 盗 難 被害がありましたからお届けします。

被害者の住居、 職業、氏名、年齢	マリカ ままして 栗田富士子(当時46歳)
被害の年月日時	令和○○年3月15日 午後3時45分頃
被害の場所	東京都品川区小山3丁目○○番○号 ディスカウントストア「ポロ」武蔵小山店台所用品売場
被害の模様	私は本日、午後3時30分頃から、「ポロ」店へ出かけて同店内で、左腕に手提バッグ(黒色ビニール製)と、お店の黄色い買い物カゴを提げて、買い物をし、午後3時50分頃、台所用品売場の棚にある茶碗を、見ていたのです。その時、刑事さんから「奥さん、財布ありますか。」と声をかけられたので、手提バッグの中を捜したところ、中に財布は入っていませんでした。すぐに刑事さんから「この財布ですか。」と赤色の財布を見せられたのですが、この時初めてなくなっていたことを知ったのです。警察の方が財布を盗んだ人を捕まえたということですが、いつ盗まれたのか全く分かりませんでした。

別記様式第6号 (その2)

								被害者	氏名	栗	三田	富一	上子
	口口口	名	数	量	時	価	朱	ţ	1	数	所	有	者
	現金 67,050 内訳									栗田	富士	子	
被	1万円札 5千円札 千円札												
害	50円貨財布	-	1 個	<u> </u>	3,000	円	赤色もの	色革製中	折れま	犬の	同	上	
金							₽ ∨.	,					
П													
又は	、の住居、」 は通称、人を 衣、特 徴	相、						:いう名) )ました		男の)	人であ	るこ	とが
遺留品その他参考     財布が グも入っ ませんで					っていま			是バッグ このハ					- 1
*	以上本人	の依頼	頁によ		代書した 見庁〇〇 司法警	警察		<b></b> 至部長	0	0	0	0	(P)
届出受理時間 3月15日午後〇時〇分 届品								理者 係	OC		氏名	00	00

- 注意 1 届出人と被害者とが異なるときは、届出人と被害者との関係及び本人届出の理由を遺留品 その他参考となるべき事項欄に記入すること。
  - 2 届出人の依頼によって警察官が代書したときは、※印欄に「以上本人の依頼により代書した。 所属、官職、氏名」を記載し、押印すること。

## 犯行再現状況報告書

令和○○年3月20日

### 警視庁○○○警察署

司法警察員警部補 ○ ○ ○

(EII)

被疑者 山本 一夫 に対する 窃 盗 被疑事件につき、本 職は、下記のとおり実況見分をした。

記

- 1 実況見分の日時
  - 令和○○年3月20日 午前10時35分から午後10時55分まで
- 実況見分の場所、身体又は物 警視庁○○○警察署 刑事課室前廊下
- 実況見分の目的 3

本件犯行の手段を明らかにし、証拠を保全するため。

実況見分の立会人(住居、職業、氏名、年齢)

東京都品川区○○2丁目○○番○号

無職

被疑者 山本一夫(当時56歳)

実況見分の経過 5

> 被害者栗田富士子の代役を当署刑事課〇〇〇〇、被害者が所持して いた手提バッグ、被害品の財布は実際に盗まれたもの(任意提出を受 けたもの)を利用し、被疑者が犯行当時所持していた上着は被疑者が 着用していたもの、手提バッグは代用品を利用して、被疑者の説明に 基づきその模様を再現し、実況見分をした。

> 1 被疑者に対し犯行当時の模様について説明を求めたところ 被疑者は左腕に上着をかけ左手に、セカンドバッグを抱くよ うにして持ち、さらに左手に買い物カゴを持ち 「このようにしていた。|

と説明した。

さらに、被害者の状況について、説明を求めたところ 「左手にバッグを提げ、買い物カゴを持っていた。」 と説明したので、被疑者の説明に基づき、被害者の被害当時の模様 を再現し見分するに

被害者は、左腕に手提バッグを通して提げ、右手に買い物カゴを持った姿勢であった。

さらに手提バッグ内に入っていた財布の状態について説明を求め たところ

「このように入っていた。|

と説明し、手提バッグ内に財布を入れたのでその模様を見分するに 手提バッグの中央部分にあるホック式止め金は、外れた状態 でその中に赤色財布を縦に入れた状態で、手提バッグの上部か ら財布まで13センチメートルの位置で、バッグ内をのぞき込ま なければ見えない状態

である (写真1、2参照)。

2 被疑者に対し、どの辺りで被害者のバッグを見つけたか説明を求めたところ

被疑者は被害者の横に立ち

「この付近です。|

と説明したので

被疑者は、本人 甲

被害者は、代役 ×

として写真撮影し測定するに

甲から×までは1.35メートル

で被害者のバッグの方に顔を向けた姿勢であった。

その位置から確認するに被害者のバッグ内の財布は確認すること はできない(写真2参照)。

3 被疑者に対し、犯行の模様について説明を受けたところ

被疑者は被害者の左斜め後方に接近し、被害者が左腕に提げていた手提バッグ内をのぞき込み右手をのばし、右手先をバッグ内に手甲中間付近まで差し入れ、その手を抜いて

「女の人が向きを変えたので、こうした。|

と説明し、さらに被疑者は

「女の人がこのようにしたので、こうして盗んだ。」

と説明したので、その模様を再現し写真撮影し見分するに

被害者が右の方へ体の向きを変えたため被疑者はいったん右 手をバッグ内から抜き被害者が再度体を左の方に戻したところ で、被疑者は右手をのばし、右手先をバッグ内に差し入れ拇指、 示指、中指、薬指、小指の5本の指で財布をつかみ、抜き取る 状況であり、被疑者の右手先は手首までバッグ内に入った状況 で財布をつかむ状況

であった。

その時の位置は

被疑者甲から被害者×までは0.4メートルであった(写真3 ~6参照)。

4 被疑者に財布を抜き取った後について説明を求めたところ 抜き取った財布を左胸付近に抱くようにして、所持していた セカンドバッグと胸の間に挟んで隠し、被害者から離れた 状況であった(写真7参照)。

被疑者はその後右手で財布を取り出し、財布を広げ 「ここに千円札、ここに1万円札が入っていたのでこのよう にした。

と説明しながら財布のカード入れの所に入れた千円札を右手で抜き 取り着用のズボン右外ポケットに入れその後、財布の札入れ部分に 入れた1万円札を右手で抜き取り、その右手を右の方に移動したと ころで被疑者は

「ここで捕まった。」

と説明したので、被疑者の説明に基づき、その模様を再現し写真撮 影した (写真8~11)。

5 証拠資料

なし

本見分の結果を明らかにするため、司法警察員○○○○が撮影した写真 ○葉を本調書末尾に添付した。

(見取図、写真○葉省略)

即

本葉は、手提バッグ内の財布の状況を再現して撮影したものである。 ←印は、被害品の二つ折り財布



本葉は、被疑者が被害者の手提バッグを見つけた状況を再現して撮影したものである。

- ←印甲は、被疑者(山本一夫 本人)
- ←印×は、被害者役 (栗田富士子 役)

146 第5編 各論:実況見分調書記載例(置引き等)

# 第7編

# 各論:実況見分調書記載例 (侵入盗)

第1章 忍び込み盗難

第2章 店舗荒し

第3章 事務所荒し①

第4章 事務所荒し②

第5章 事務所荒し③

第6章 住居侵入・窃盗未遂事件

## 第6章 住居侵入・窃盗未遂事件



1 人定事項等報告書、被害届、 現行犯人逮捕手続書(乙)、実況見 分調書(基本書式)

←ここでは、事例を 使って解説します。

### 【想定事例】

令和○○年3月13日午前10時30分頃、宮田大介が徒歩で帰 宅途中、白色自転車に乗った男が前方を走行し、宮田の自宅 のほうへ行くのを見かけたところ、宮田が自宅前まで来たと き、自宅前の道路の対面側に先ほどの白色自転車が止められ ており、男の姿がなかった。

宮田は不審に思い、庭にいた妻康子にも聞いてみたが「知 らない」とのことであったため、2人で玄関に入った。

すると、たたきに他人の靴があり、室内から見知らぬ男が 出てきたため、宮田が追及すると、「悪い、悪い。」と言いな がら逃げようとするので、現行犯逮捕した上、男が出てきた 部屋を調べてみると、タンスの引出しが開いていた。

## 被害者等人定事項等集約報告書

令和○○年 3 月 13 日

警視庁 ○○警察署 長 司法警察員 警視 ○○○○ 殿

> 警視庁 〇〇警察署 司法 警察員 巡査部長 山下和男

被疑者 木村敏夫 に対する住居侵入・窃盗未遂被疑事件につき、被害者等の人定事項等については、下記のとおりであるから報告する。

記

s p n a 氏 名	された だいすけ 宮田 大介							
生年月日	昭和○○年5月22日 (事件当時 58 歳)							
性 別	男							
住 居 (事件当時)	東京都中野区中野2丁目〇番〇号							
住居 上に同じ								
職 業 (勤務先名·通学先名) 建設請負業								
電話番号	03-3780-							
事件との 関 わ り	☑ 被害者 □告訴・告発人 □参考人 □任意提出権者 □その他( )							
家族関係	妻 康子 (45)							
使用車両								
参考事項	届出人本人が逮捕							

<sup>(</sup>注) □のある欄については、該当の□に✔印を付すこと。

274 第7編 各論:実況見分調書記載例(侵入盗)

#### 届 被 害

令和○○年3月13日

警視庁○○ 警察署長

届出人住居

まりが な 氏 名

た田

(電話

次のとおり 住居侵入・窃盗未遂 被害がありましたからお届けします。

被害者の住居、 職業、民 <b>営</b> 、年齢	みやただいずけ 宮田大介(当時58歳)
被害の年月日時	令和○○年3月13日 午前10時35分頃
被害の場所	令和○○年3月13日付宮田大介の被害者等人定事項等集約報告書に記載の住居(事件当時)、自宅1階6畳間
被害の模様	私が外出から帰ってきた際、私の前を自転車に乗った 男が私の家の方へ行き、途中で姿が見えなくなったため 不審に思い、洗濯物を干すため庭に居た女房に聞いてみ たところ、知らないと言うので、女房と玄関から家の中 を見たところ家の物でない黒革短靴があり、台所の隣6 畳の間から知らない男が出て来たのです。男を捕え、男 の出て来た6畳間を調べて見ますと奥整理タンス上から 2段目小引出しが3センチほど開け放しになっており中 を荒らされたものと思います。

別記様式第6号 (その2)

NO HOLK	V2(3) 0 0													( ( 0) 2)
								被害	者足	氏名	臣	3 田	大	介
	品	名	数	量	時	価	朱	÷		得	<b></b>	所	有	者
被被														
19文														
害														
						,	(FIL)							
金														
品														
	[注] 別	川記様	式第	6号	」  を使用	する	場合	 は「i	被害	 金品	 欄」	は!		
	: 線を	と引き	押印	して	おくこ	と。	,					<u>.</u> .		
犯力	L の住居、.	氏名	見知	らぬ	L a男です	۲,								
	は通称、人													
着衣、特徴等														
遺留品その他参考														
となるべき事項														
w DIL セトの状态により (A) 争しる。														
※ 以上本人の依頼により代書し 警視庁○							容署							
司法警察員巡査部長 山 下								下	和	男				
届出受理時間 3月13日午前〇時〇分							出受理	里者	係	00		氏名	00	000

- 注意 1 届出人と被害者とが異なるときは、届出人と被害者との関係及び本人届出の理由を遺留品 その他参考となるべき事項欄に記入すること。
  - 2 届出人の依頼によって警察官か代書したときは、※印欄に「以上本人の依頼により代書した。 所属、官職、氏名」を記載し、押印すること。

様式第18号 (刑訴第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第203条、第217条)

## 現行犯人逮捕手続書(乙)

令和○○年3月13日午前10時40分、東京都中野区中野3丁目○番○号、 警視庁○○警察署中野交番において、下記現行犯人を受け取った手続は、 下記のとおりである。

記

1 逮捕者の住居、職業、氏名、年齢

令和○○年3月13日付宮田大介の被害者等人定事項等集約報告書に 記載の住居(事件当時)、職業 宮田大介 (当時58歳)

2 被疑者の住居、職業、氏名、年齢

住所不定 無 職

木村敏夫 昭和○○年8月12日生まれ(当時48歳)

3 逮捕の年月日時

令和○○年3月13日午前10時35分頃

4 逮捕の場所

令和○○年3月13日付宮田大介の被害者等人定事項等集約報告書に 記載の住居 (事件当時)、職業 宮田大介宅自宅玄関内

5 現行犯人と認めた理由及び事実の要旨

逮捕者が、本日午前10時30分頃、外出先から徒歩で帰宅途中、自宅か ら約20メートル手前を白色自転車に乗った男が逮捕者の前方を自宅方向 へ行くのを認めた。自宅前まで来ると、自宅前の少し離れた所に、その 白色自転車が停められ男の姿が見えないため、自宅庭先で洗濯物を干し ていた妻、宮田康子(45歳)に「人が来なかったか。」と聞いたところ「誰 も来ていない。」とのことであり、不審に思い、妻とともに、午前10時35 分頃、自宅玄関に入ったところ、家の物ではない、黒い革靴があり、1 階6畳間に通じている台所から身長160センチメートルくらい、黒色帽 子、黒色ジャンパー、紺色シャツ、黒ズボン、50歳くらいの男(前記被 疑者木村敏夫)が慌てて出てきた。逮捕者が「お前は何だ。何で人の家 に上がり込むんだ。 と申し向けたところ、片手を上げながら「悪い、悪

上記は、身柄を送致した通常の場合に用いる

い。」と申し立てて逃げようとするので、被疑者を住居侵入の現行犯人と 認めた。

6 逮捕時の状況

被疑者は、「悪い、悪い。」と言いながら逮捕者の脇をすり抜け、逃げようとするので、「逃げるな。」と申し向け、逮捕者が被疑者の右腕をつかみ逮捕した。

7 証拠資料の有無

あり

本職は、令和○○年 3 月13日午前11時10分、被疑者を警視庁○○警察署司法警察員に引致した。

 【備考 1 時別な事情により引致が遅れたときは、その理由

 2 逮捕者の署名押(指)印が得られなかったときは、その理由

上記引致の日

警視庁○○警察署

司法巡查 小西貴紀 印

司法巡查 中村 紀 夫 ⑩

逮捕者 宮田大介印

本職は、令和○○年3月15日午前、8時30分、被疑者を関係書類等とともに、東京区検察庁検察官に送致する手続をした。

上記引致の日

警視庁○○警察署

司法警察員警部補 長 崎 秋 太 印

上記は、身柄を送致した通常の場合に用いる。

## 実況 見分調書

令和○○年3月19日

### 警視庁○○警察署

司法警察員巡査部長 〇 〇 〇

(EI)

被疑者 木村 敏夫 に対する 住居侵入、窃盗未遂 被疑事 件につき、本職は、下記のとおり実況見分をした。

記

- 1 実況見分の日時
  - 令和○○年3月13日 午後0時55分から午後2時07分まで
- 2 実況見分の場所、身体又は物

令和○○年3月13日付宮田大介の被害者等人定事項等集約報告書に 記載の住居(事件当時)、宮田大介居宅及びその付近一帯

- 3 実況見分の目的
  - 本件犯行の状況を明らかにし証拠を保全するため
- 実況見分の立会人(住居、職業、氏名、年齢)

令和○○年3月13日付宮田大介の被害者等人定事項等集約報告書に 記載の住居(事件当時)、職業 被害者 宮田大介(当時58歳)

- 5 実況見分の経過
  - 1 現場の位置

現場は、東京都新宿区と中野区の境界を流れる神田川の北方に当た り、東京メトロ丸の内線中野坂上駅の西南西方図測2.100メートル、東 日本旅客鉄道総武線東中野駅の東微北方図測500メートルの地点であ る。 (別添現場見取図1参照)

2 現場付近の模様

現場付近は、都営住宅、アパート等が密集する一般住宅街である。 被害者方は、4戸が区道でロの字型に囲まれた住宅地の北西角にあ り、北側は幅員3メートルのアスファルト舗装の区道で、同区道を隔 てて宝第1荘、宝第2荘のアパートがある。東側は0.9メートル隔て て井上宏方に接し、そのさらに東側は幅員3メートルのアスファ

ルト舗装の区道となっている。南側は0.9メートル隔てて佐川安雄方に接し、その南側は幅員3メートルのアスファルト舗装の区道と幅員4.9メートルのアスファルト舗装の区道が並行して走る変形道路となっている。西側は幅員3メートルのアスファルト舗装の区道で、同区道を隔てて宝第3荘がある。

(別添現場見取図2、3、現場写真1、2参照)

### 3 現場の模様

#### (1) 屋外の状況

現場である宮田大介方は、間口15メートル、奥行10メートル、面積150平方メートルの敷地中央に区道に面して北微西向きに建てられた、間口12メートル、奥行8メートル、面積96平方メートルの木造モルタル青色セメント瓦葺平屋建住宅である。

立会人宮田大介は、現場北西にある宝第1荘南西角の区道上を指示し

帰宅した際、ここに西向きに白色ミニサイクル自転車が停め てありました。

と説明したので見分するに、同地点は被害者方玄関から北西方4.8 メートル、資材置場北西角から北東方5メートルの地点であった。 同地点については現場見取図3①として図示した。

(別添現場見取図3参照)

### (2) 屋内の状況

現場である宮田方は、区道に面した北側のやや東寄りに木製ドアの玄関がある。玄関はコンクリート敷きで南側は板張りの廊下となっている。同廊下を挟んで東側が4.5畳の洋間、西側が板張りの台所、風呂場、手洗い所、トイレとなっており、東側洋間の南側は襖を隔てて6畳間、台所の南側は6畳居間、4.5畳の洋間となっている。また家屋(母屋)の西側は下屋で北側から物置小屋改造の資材置場、洗濯場、物置となっている。

立会人宮田康子は玄関前において

玄関のドアの鍵をかけずに外で洗濯をしていました。

と指示説明したので見分したところ、玄関木製ドアには円筒彫込錠 が取り付けられていたが施錠はされていなかった。

さらに立会人宮田康子は、玄関において、玄関床及び6畳居間入 口方向を指示し

帰宅した主人と家に入ったところ見かけない黒革の靴が置い てあり、見知らぬ男が6畳間から出て来たのです

と説明したので見分するに、靴が置かれてあった場所は廊下側の中 央付近で、同地点は現場見取図にAと図示した。男が出て来た場所 は6畳居間出入口西側襖の所で、立会人が男を発見した地点を®、 男が出て来た地点を©と現場見取図に図示した。®地点と©地点を 実測したところ2.7メートルであった。

(別添現場見取図3、現場写真3、4、6参照) 次に立会人宮田康子は6畳居間において、

出入口の襖は洗濯に出る時は閉まっていたのに開いたままに なっており、部屋の中の整理タンスの引出しが引き出されてい ました。

と指示説明したので見分するに、襖は東側いっぱいに開けられてお り、6畳居間内は東側に1間の押入れ、半間の物入れがあり、西側 には北側より洋服タンス2棹、整理タンス1棹が置かれており、中 央付近に檜1枚板の座卓1脚、その南東側にフランス人形が入った ガラスケース4個が置かれていた。整理タンスは、縦1.3メートル、 横1.05メートル、奥行0.5メートルの大きさで、向かって左側上部は 4段の小引出し、右側上部は片開戸、下部は4段の大引出しとなっ ていて、左側上部の小引出しの上から2段目が3.5センチメートル 引き出されていた。同整理タンスにつきアルミ混合粉末により潜在 指紋の検出を行ったところ、左側小引出しの上から2段目から5個、 3段目、4段目から各1個、整理タンス上の置時計から1個の合計 8個を検出したのでゼラチン紙に転写採取した(また、6畳居間南 側の2本引きガラス戸、南西側4.5畳洋間南側2本引きガラス戸、東 側4.5畳洋間の2本引き東側ガラス窓、及び南東側6畳間2本引き

南、東側ガラス戸はそれぞれ施錠され閉まっていた。)。

(別添現場見取図3、4、現場写真7、8参照)

4 証拠資料

本見分の現場において、次のとおり指紋採取した。

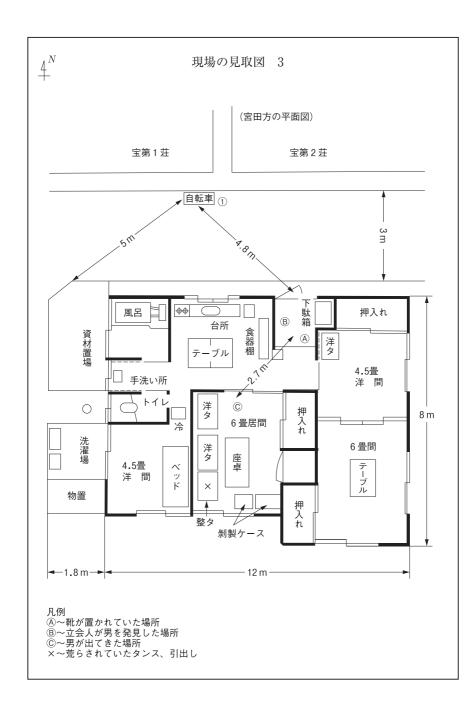
8 畳居間整理タンス小引出しから潜在指紋 8 個

5 気象状況、その他

見分時は終始晴天であった。

本見分の経過を明らかにするため、現場見取図〇枚、現場写真〇枚をそれぞれ本調書末尾に添付した。

(〔注〕現場の見取図1、2及び写真省略)



1



本葉は、玄関を撮影したものである。 Aは、靴が置かれてあった場所、Bは男を発見した場所を示す。



本葉は、6畳居間を東方から撮影したものである。 Cは、男が出てきた場所を示す。

2

# 第8編

# 各論:実況見分調書記載例 (暴行・傷害等)

- 第 1 章 自転車通学中オートバイとのトラブルで暴行
- 第2章 相被疑・スナック店内でウイスキーのボトルで頭を殴り傷害
- 第3章 スナック店内の客同士のいざこざ
- 第4章 スナック店内の割り込み
- 第5章 駐車トラック運転手が歩行者に注意を受け暴行し
- 第6章 駐車車両運転手に暴力団員風の男がいきなり暴行し
- 第7章 飲酒の上路上にて通行人に暴行し傷害
- 第8章 男が女性の脱げたハイヒールで顔を殴り傷害
- 第9章 以前トラブルのあった男に顔面を殴打され傷害
- 第10章 駐車中の車両のサイドミラーを壊す

## 第 編……各論:実況見分 (暴行・傷害等)

## 第3章 スナック店内の客同士のいざこざ



 人定事項等報告書、被害届、 実況見分調書(簡易書式)、現場写 真説明

←ここでは、事例を 使って解説します。

### 【想定事例】

令和○○年2月21日午後11時頃、南山一郎は、同業者同士での忘年会の後、2次会でスナック山川店に行き、同僚と歓談していたところ、突然、同じテーブルの向かい側に座っていた他社の従業員である立川二郎から、ビール瓶で顔や頭を殴られた。

#### 別記様式

## 被害者等人定事項等集約報告書

令和○○年 2 月 21 日

警視庁 ○○警察署 長 司法警察員 警視 〇〇〇〇 殿

> 警視庁 ○○警察署 警察員 巡査部長 〇〇〇〇 司法

被疑者 立川二郎 に対する 傷害 被疑事件につき、被害者等 の人定事項等については、下記のとおりであるから報告する。

記

よりがな 氏 名	<sup>Agaやま</sup> いちろう 南山 一郎
生年月日	平成〇年〇月〇日 (事件当時 30 歳)
性 別	男
住居(事件当時)	東京都練馬区平和台5丁目○番○号 ブルーハイツ505号
住 居 (現在)	上に同じ
職 業 (勤務先名・通学先名)	配管工
電話番号	03-000-000
事件との 関 わ り	☑ 被害者 □告訴・告発人 □参考人 □任意提出権者 □その他( )
家族関係	
使用車両	
参考事項	

<sup>(</sup>注) □のある欄については、該当の□に✓印を付すこと。

## 被 害 届

令和○○年2月21日

警視庁○○ 警察署長 殿

届出人住居

 ありがな
 みなみ やま いち ろう 南 山 一 郎

(FI)

(電話

次のとおり 傷害 被害がありましたからお届けします。

被害者の住居、 職業、氏名、年齢

南山一郎(当時30歳)

被害の年月日時 | 令和○○年2月21日 午後11時10分頃

被害の場所

東京都板橋区上板橋5丁目〇番〇号

スナック「山川」店内

私は同業者の忘年会の後の2次会で、スナック「山川」の 店へ行って椅子に座って私の会社の広川君と話をしながら、 テーブルにあったメガネを手に取って見たときに、隣りの席 にいた立山に突然ビール瓶で顔や頭を殴られて怪我をしまし た。

被害の模様

							_					
							礻	波害者氏》	名 南	j Ц	_	郎
	口口	名	数	量	時	価	特		徴	所	有	者
被												
害												
金							(FN)					
品												
犯人の住居、氏名 又は通称、人相、 者 衣、特 徴 等												
遺留品その他参考 となるべき事項 私はその日 面頭部挫創打 受けました。												
※ 以上本人の依頼により代書した。 警視庁○○警察署 司法警察員巡査部長 ○ ○ ○ 印												
届出受理時間 2月21日午後〇時〇分 届出受理者 係 〇〇〇 氏名 〇〇〇〇												
注意												

- その他参考となるべき事項欄に記入すること。
  - 2 届出人の依頼によって警察官が代書したときは、※印欄に「以上本人の依頼により代書した。 所属、官職、氏名」を記載し、押印すること。

(簡)様式第5号 (その1)

## 実況見分調書(甲の1)

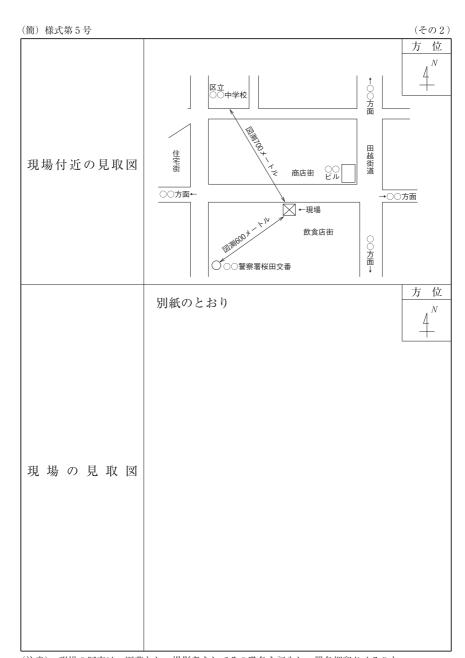
令和○○年2月22日

### 警視庁○○警察署

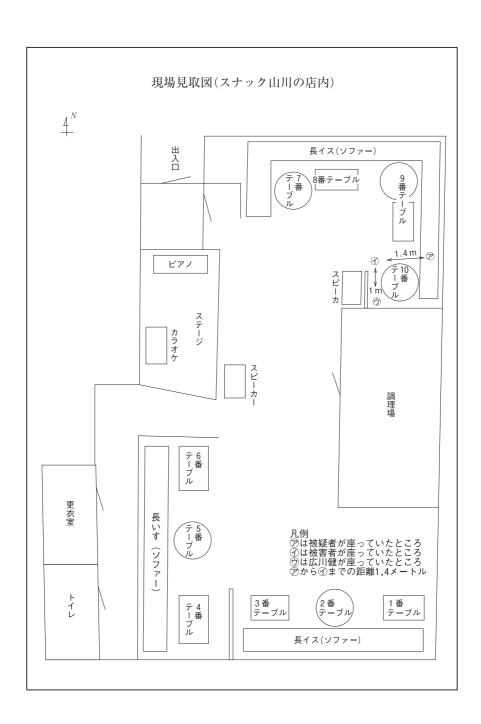
司法警察員巡査部長 〇 〇 〇 印

被疑者 立 山 二 郎 に対する 傷 害 被疑事件につき、 本職は、下記のとおり実況見分をした。

日	時	令和○○年2月22日 午前0時10分から 午前1時20分まで
場	所、 身 体	東京都板橋区上板橋5丁目〇番〇号
又	は物	スナック「山川」店内及びその付近
目	的	犯行状況を明らかにし、証拠を保全するため
立	会 人 -住居、職業、 -氏名、年齢 —	令和○○年2月21日付南山一郎の被害者等人定事項等 集約報告書に記載の住居(事件当時)、職業 被害者 南山一郎(当時30歳)
実	現場の位置	現場は警視庁○○警察署桜田交番の北東図測600メ ートル。板橋区立○○中学校正門の南南東図測700メ ートルの地点に位置している。
況	現場付近の状況	現場東側には南北に田越街道が走っており、飲食 店・商店街であるが、比較的閑静である。
見		1. 現場である第一田川ビルは北向きに建てられた鉄筋コンクリート5階建で、1階はスナック「山川」
分		とパブスナック「パパオ」。 2 階から 5 階はマンションとなっている。 2. スナック「山川」の出入口は建物の 1 階北西隅に
0		あり、入口を入ると店内には、カラオケステージ、 テーブルソファー、調理場等がある。
経	現場の状況	3. 立会人である南山は別添現場見取図の⑦、⑦、⑦ を順に指示しながら「⑦に犯人の立山。②に私。⑨ に広川君が座っていました」と説明した。
過		4. さらに南山は「⑦、⑦、⑨のように座っていた時、 立山からビール瓶で頭や顔を殴られました。」と説 明した。(写真1、2参照) 5. ビール瓶の破片については、清掃後のため発見で きなかった。
参	考 事 項	<ul><li>1. 見分時は晴れであった。</li><li>2. 本見分の結果を明確にするため、現場写真○葉を本調書の末尾に添付することにした。</li></ul>



(注意) 現場の写真は、別葉とし、撮影者をしてその職名を記入し、署名押印させること。



1

2



本葉は、被疑者がビール瓶で被害者の顔面等を殴りつけた状況を北方か ら撮影したものである。

ア印は、被疑者役の当署○○巡査 イ印は、被害者 ウ印は、被害者の従業員広川健 ←印は、出入り口方向



本葉は、被疑者が割れたビール瓶で被害者の頭部を殴りつけた状況を北 方から撮影したものである。

ア印は、被疑者役の当署○○巡査 イ印は、被害者 ←印は、出入り口方向 ウ印は、被害者の従業員広川健

## 付録編

## CAD ソフト: クロッキーの使用方法

第 1 章 CADシステムについて 第 2 章 CADソフト「Croquis (クロッキー)」の使用方法



## ……CAD ソフト: クロッキーの使用方法

## 第2章 CADソフト「Croquis (クロッキー)」の使用方法



## 1 はじめに

では早速、クロッキーを起動したいと思います。もちろんオフラインで運用できますので、情報管理上も全く問題ありません。

●インストール方法は 割愛します。

クロッキーは、住宅見取図を作成することに特化したパーツを使用する図面と、交通事故現場見取り図を作成することに特化したパーツを使用する図面を作成することができ、ここでは起動した画面で「見取図」を選択します。



## 2 用紙の選択

新規図面作成をクリックし、「設定」のタグを選択すると、用紙の種類と縦横を設定することができます。

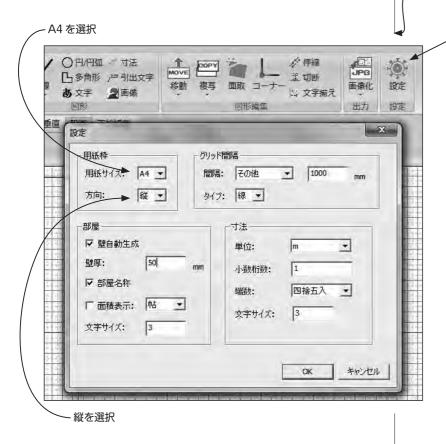
ここでは、警視庁様式に使用することを想定して、「A4縦」と 設定して解説していきます。

あらかじめ、各都道府県警察が規定している様式を、設定することもできます。

◆寸法表示や文字サイズなども設定でき、 後で変更することもできます。

各種選択できます。

「設定」

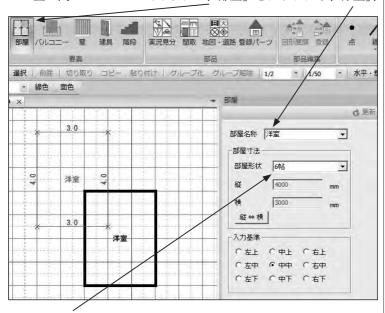


## 3 現場見取図の作成

現場付近の見取図は、後述する「5 現場付近の見取図」で作成 しますので、現場見取図から解説していきます。

壁や窓枠を一つひとつの線分で記載していくこともできますが、 部屋の大きさが分かっているような場合は、部屋や壁といった「要素」を配置していくことで簡単に図化できます。

6畳一間のマンションだとすれば、「部屋」をクリックし、「洋室」、

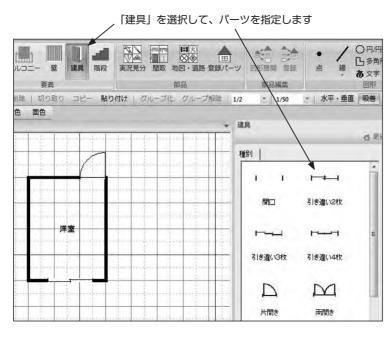


●部屋名称の中には、 玄関台所などがあり ます。

「6畳(帖)」などと設定して、配置した場所をクリックします。

要素の中の「建具」には、窓や玄関がありますので、壁の長さを 短くして窓をはめ込みます。

寸法線が自動表示されますので、数値を見ながら、クリックして いきます。



例えば、壁を短くしたり、コピペしたりするには、パーツを選択 して、長さを変えたり、コピーしたりすればよいので、簡単です。



パーツの貼り付けで、位置決めがしやすいように、グリッドが表 示されています。

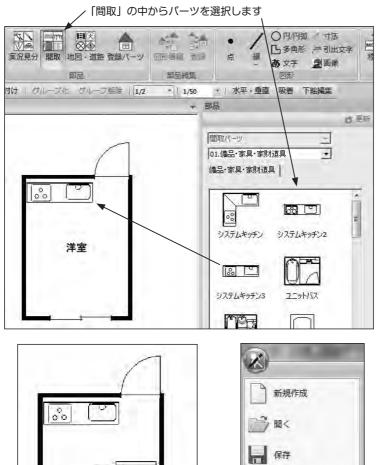
画面の拡大、縮小は、スクロールボタンで調整できますし、画面 の移動は、スクロールボタンを押して、ドラッグすることで調整で きます。

グリッド表示、非表示を選択します グリッド表示 用紙枠表示 入力ガイド表示 買表示

←任意の位置に貼り付 けたいときなど、グ リッドボタンを押す ことで、グリッドを 非表示にできます。

「間取」の中に、家具のパーツがあるので貼り付けていきます。

◆オリジナルのパーツ を作って、登録する こともできます。

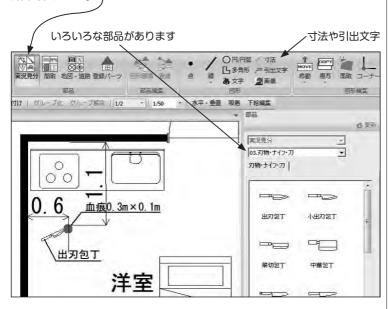




図ができたらクロッキーボタンを押し、ドロップダウンリストから「名前を付けて保存」を選択し、保存します。

#### 実況見分事項の作図 4

「実況見分」の中には、血痕や足跡などのパーツがありますので、 貼り付けます。



できあがった図面は、名前を付けて保存するほかに、部分的に画 像化して保存することで、他のアプリケーションで活用できます。



画像化ボタンで選択、 保存します

←パーツ、記号は、全 部で、700種以上、 収録されています。

←寸法表示や引出文字 で、見分結果を図示 していきます。

← [JPG | [BMP | 「PNG」の形式で、 保存可能です。



#### 現場付近の見取図 5

現場の位置を特定するためにも、現場付近の見取図を作成しま しょう。

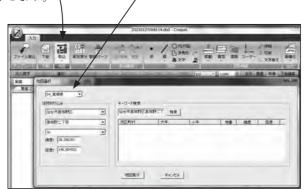
クロッキーでは、都道府県別の地図データを使用することができ ますので、住宅地図などをコピーする必要はありません。

地図の取込は、スタート画面で「見取図(交通版)」を選択して ください。

←作図も交通版を使用 します。

「取込」を押して、ドロップダウンメニューから住所を絞り込んで、 地図を表示させます。

←「国土地理院」提供 の地図データです。

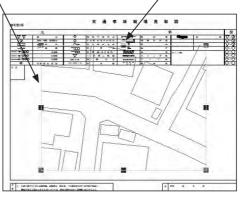


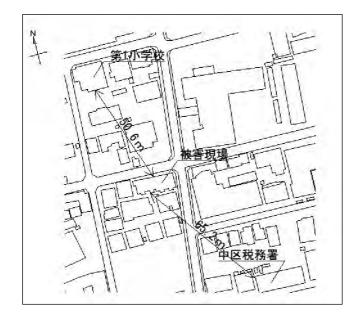


表示された住宅地図のうち、見取 図に表示させたい範囲の左上、右下 をクリックして選択します。

回転ハンドル

選択した範囲の地図 が、上を北として見取 図に表示されますの で、状況に応じて回転 ハンドルで回転させた り、上下左右の位置を 調整します。





←文字や寸法線の入力 は、前記「4」と同 じ要領です。

## 執筆者等プロフィール(1)

### 木村 昇一 (きむら しょういち)

元東京区検察庁公判部長

### 【主な経歴】

平成9年7月 副検事任官

平成26年4月 法務省法務総合研究所第二部教官

平成28年4月 東京区検総務部副部長

平成30年4月 東京区検刑事部副部長

平成31年4月 東京区検察庁道路交通部長

令和2年8月 東京区検察庁公判部長

令和3年7月 退官

### 【主な著書】

令和3年7月 『交通事故・事件、交通違反供述調書記載例集〔第6版〕』

(編著、立花書房)

令和3年2月 『供述調書作成実務必携〔第2版〕 ~地域警察官から刑事警察官まで~』

(監修、立花書房)

令和7年1月 『検察官から見た警察捜査のポイント~窃盗事件を中心として~

(電子限定版)』(編著、立花書房)

### 菅野 重寛 (すがの しげひろ)

東京区検察庁道路交通部副部長

### 【主な経歴】

平成16年4月 副検事任官

令和3年4月 東京区検察庁公判部副部長

令和5年4月 東京区検察庁刑事部副部長

令和6年4月 東京区検察庁道路交通部副部長

## 執筆者プロフィール(2)

### 澁澤 敬造(しぶさわ けいぞう)

元警察庁指定広域技能指導官(交通鑑識)

事故捜査・交通鑑識捜査歴35年 広域技能指導官歴12年

### 【主な経歴】

昭和55年4月 宮城県警察官拝命

平成2年4月 埼玉県警察出向 交通指導課交通特捜班配置

平成3年4月 宮城県警察本部交通指導課 交通事件捜査班配置

平成10年3月 宮城県警察本部交通指導課 交通事故捜査係配置

平成14年3月 宮城県警察本部交通指導課 交通鑑識係新設配置

平成17年4月 宮城県警察本部交通鑑識技能指導官指定

平成22年4月 警察庁広域技能指導官(交通鑑識)指定

令和4年3月 宮城県警察官定年退職

令和4年5月 株式会社交通事故調查澁澤事務所設立 代表取締役就任

### 【主な著書】

令和5年4月 『交通事故実況見分調書作成実務必携~交通事故実況見分のポイント~』 (編著、立花書房)

令和7年2月 『広域技能指導官への道(電子限定版)』(編著、立花書房)

### 【主な資格】

元警察庁指定広域技能指導官 (交通鑑識)

日本交通心理学会認定 交通心理士

旅客自動車運送事業運行管理者資格者

貨物自動車運送事業運行管理者資格者

警備員指導教育責任者資格者 (1~4号)

その他、日本防災士、行政書士等



### 【株式会社交通事故調査澁澤事務所】

https://www.tsp-tokvo.com



**T112-0002** 

東京都文京区小石川 4 丁目17番 1-201号

(最寄駅:東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅)

電話 03-6240-0434 FAX 03-6240-0435

mail shibusawa@tsp-tokyo.com

### 【事業内容】

「交通事故事件の調査・鑑定」

交通事故調査担当者に対する交通鑑識技術の指導教養

「交通事故防止コンサルティング |

交通の教則から導出した新しい交通安全メソッドの開発・普及

「交通心理カウンセリング |

交通心理学によるコーチング・交通安全セミナー

「交通系4学会での捜査研究|

(一社) 日本交通科学学会 日本交通心理学会

日本法科学技術学会

(公社) 自動車技術会

### 【創業者挨拶】

創業者は、30年以上交通鑑識官として交通事故鑑定を行い、50件を超える刑事裁判を戦っ てきた経験がございます。豊富な交通警察経験と、交通心理学によって、交通の教則を超 える新たな交通安全メソッドも開発しました。

弊社は、「被害者の無念に応える正義の実現」と、「道路交通において世界一安全で安心 な社会の実現しを目指します。

大切な未来を守るため、弊社を御活用いただければ、望外の幸せでございます。

★本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。 また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ 個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

### 地域・刑事実況見分調書作成実務必携

~地域・刑事実況見分のポイント~

令和7年3月15日 第1刷発行

 発行者
 人
 人
 人
 人

 発行所
 立
 花
 書
 房

 東京都の 2001年日 (小市)
 本
 2-28-2

電話 03-3291-1561 (代表) FAX 03-3233-2871

https://tachibanashobo.co.jp

©2025 地域・刑事実務研究会 印刷・製本 加藤文明社 乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。